

第四次川越市総合計画 後期基本計画（原案）

はじめに

はじめに

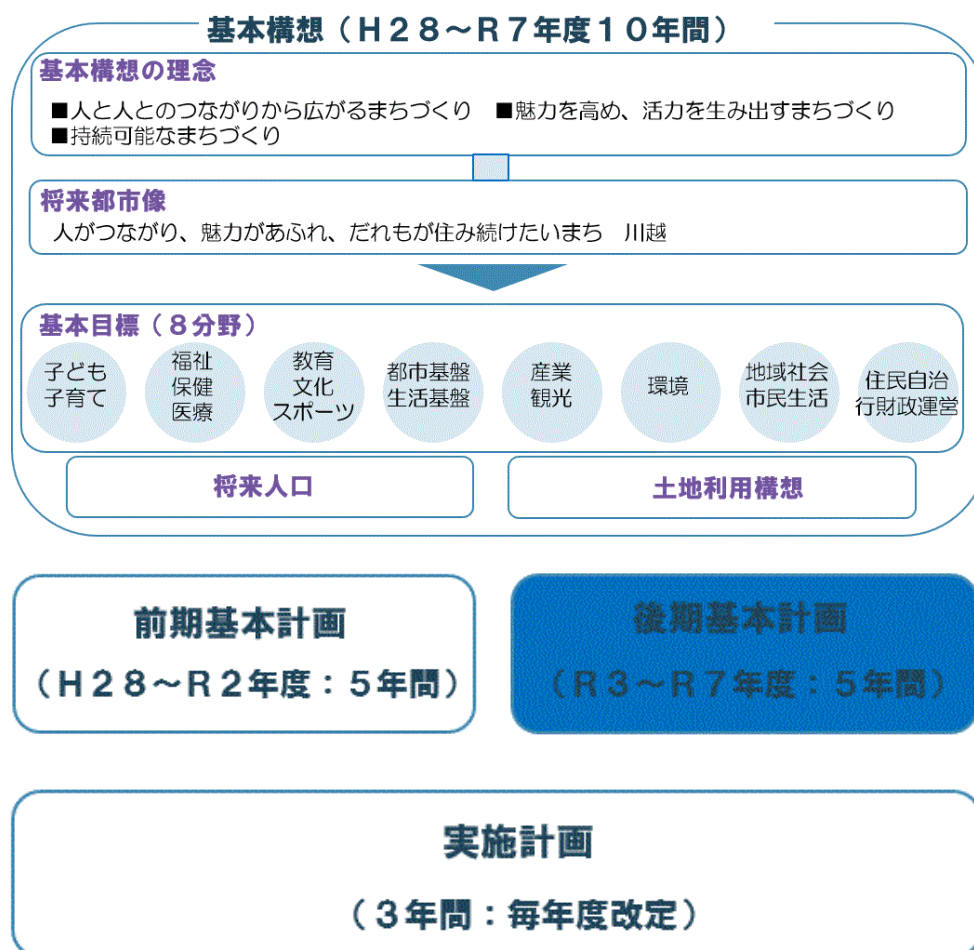
はじめに

1 後期基本計画の位置付け

総合計画は、市民と行政にとって、まちづくりを進める指針となるもので、目指すべき都市像を描き、その実現に向けた目標や必要な方策を定めたものです。

「第四次川越市総合計画」は、「川越市総合計画策定条例*」に基づき策定した計画で、平成 28（2016）年度以降 10 年間のまちづくりを進める指針となるものです。行政は、この計画に沿って、社会の動向に即応し、自らの在り方を考え、市民とともにまちと暮らしを築くという重要な役割を担うこととなります。

計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」から構成されます。基本構想の期間は 10 年間であり、後期基本計画の計画期間である令和 3(2021)年度からの 5 年間においても、基本構想の理念や都市づくりの目標は承継されます。



*川越市総合計画策定条例：平成 23（2011）年の「地方自治法」の改正により、市町村に対する基本構想策定の義務付けはなくなったが、本市は、長期的視点から総合的かつ計画的に行政運営を行うための計画を策定する根拠として、平成 26（2014）年に「川越市総合計画策定条例」を制定した。

2 後期基本計画の前提となる社会状況

(1) 人口減少と少子高齢化の進行

我が国の総人口は、平成 20 (2008) 年の 1 億 2,808 万人をピークに減少局面に入っています。国立社会保障・人口問題研究所の推計*によると、令和 11 (2029) 年には 1 億 2,000 万人を、令和 35 (2053) 年には 1 億人を下回ると推計されています。

また、年齢 3 区分人口では、年少人口 (0 歳～14 歳) および生産年齢人口 (15～64 歳) の割合が減少する一方で、高齢者人口 (65 歳以上) の割合が上昇しています。

本市においても、年少人口 (0 歳～14 歳) および生産年齢人口 (15 歳～64 歳) の割合が減少する一方で、高齢者人口 (65 歳以上) の割合が上昇していますが、総人口は増加しています。市の推計では、今後、生産年齢人口 (15～64 歳) の割合は横ばいで推移し、令和 10 (2028) 年をピークに総人口は減少局面に入っていくことが見込まれます。

このため、今後の人口減少・少子高齢化の進行を踏まえた取組を進めていくことが求められています。

(2) 地方創生への取組

人口減少・少子高齢化という課題に対し、将来にわたって活力ある日本社会を維持する観点から、令和 42 (2060) 年に 1 億人程度の人口を維持するなどの中長期的な展望を示した「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」、5 か年の目標や施策の基本的方向および具体的な施策をまとめた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が平成 26 (2014) 年 12 月にそれぞれ策定されました。さらには、令和元 (2019) 年 12 月に、第 2 期となる「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が国において策定されています。

本市においても、引き続き、地方創生に向けた国の総合戦略の方向性を踏まえた、施策を推進することが求められています*。

(3) 持続可能な開発目標 (SDGs*) の視点を意識した取組

平成 27 (2015) 年 9 月、「国連持続可能な開発サミット」が開催され、令和 12 (2030) 年に向けた国際社会全体の行動計画である「持続可能な開発のための 2030 年アジェンダ」が採択されました。同アジェンダでは、宣言に加え、169 の関連ターゲットを伴う 17 の目標が掲げられました。この目標が「持続可能な開発目標 (SDGs)」であり、「誰一人取り残さない」ことを基本理念としています。SDGs の達成に向けては、地方自治体を含めた幅広い主体が連携して取り組むことが重視されています。

本市においても、広く SDGs の視点を意識した施策への取組が求められています。

*推計：平成 29 (2017) 年に国立社会保障・人口問題研究所が公表した「日本の将来推計人口 (出生中位・死亡中位推計)」

*本市では、まち・ひと・しごと創生法に基づく「川越市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を平成 27 (2015) 年度に策定し、地方創生の取組を進めています。同戦略は令和 2 (2020) 年度までを計画期間としているため、令和 3 (2021) 年度からは、第四次川越市総合計画後期基本計画に同戦略の考え方を継承し、地方創生の取組を包含する形で進めていきます。

*SDGs：●●ページに SDGs の概要説明と各取組施策との対応表を掲載しています。

(4) 共生社会の実現に向けた取組

年齢や障害等の有無、性別や国籍といった属性に関わらず、相互に人格と個性を尊重して支え合い、誰もが積極的に参加・貢献できる社会を共に創っていく共生社会の実現へ向けた取組が進められています。

本市においても、市民一人ひとりが多様性を認め合い、地域で支え合いながら活躍できる環境づくりを推進することが求められています。

(5) 外国人住民の増加

我が国の令和2(2020)年1月1日現在の外国人住民は、286万6,715人で、前年に比べ19万9,516人(7.48%)増加しています。外国人住民は日本の総人口の2.28%を占めており、日本社会における存在感が高まりつつあります。

本市においても、外国人住民は増加しており、令和2(2020)年1月1日現在で8,799人、本市の総人口の2.49%を占めていることから、外国人住民の増加に対応した取組を進めていくことが求められています。

(6) 安全・安心な暮らし

大規模な地震や台風、集中豪雨等の自然災害により、全国各地で甚大な被害が発生しています。また、高齢者を狙った特殊詐欺やSNS等を通じて子どもたちが被害に巻き込まれるネット犯罪など、日常生活の安全を脅かす犯罪が後を絶たず、人々の安全・安心に対する関心はますます高まってきています。

本市においても、防災・減災対策を更に強化していくことや、犯罪が発生しにくい環境づくりなど、安全・安心の視点を重視した取組を様々な分野で推進することが求められています。

(7) 住民自治の推進

単身世帯の増加や生活様式の変化等を背景として、地域社会での支え合いの基盤が弱まる中、地域で必要とされる細やかなニーズに対応するため、地域住民や各種団体が一体となって地域の課題を解決するとともに、地域の特性を生かしたまちづくりに主体的に取り組む住民自治の重要性がますます高まっています。

本市においても、行政が地域の活動を支援し、市民と協働してまちづくりを進めていくことが求められています。

(8) 公共サービスの担い手の広がり

近年、国の規制改革や行政サービスの民間開放の動きを捉え、公共サービス分野へ積極的に進出を図る民間企業が増加しています。また、社会的課題に対して、コミュニティビジネスの手法により解決を図ろうとする団体も次々と現れてきています。

本市においても、公共サービスの質と量を維持するためにも、こうした公共サービスを補完する動きを注視し、民間の創意工夫によって効果的かつ効率的な公共サービスの提供が見込める事業については、より積極的に民間企業等との連携を図っていくことが求められています。

(9) 情報通信技術の急速な進展

AI*やIoT*など、社会の在り方に影響を及ぼす先端技術等の登場を受け、国はこの先端技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れることで、本格的な少子高齢化社会の到来においても、経済発展と社会的課題の解決を両立する社会の実現を目指すこととしています。

本市においても、先端技術の活用に向けて取り組むことで、さらなる市民サービスの向上や行政運営の効率化を推進していくことが求められています。

(10) 地方分権改革の取組

平成26(2014)年に国が示した「地方分権改革に関する提案募集の実施方針」により、地方自らの発意による「提案募集方式」や希望する地方自治体が権限移譲を選択する「手挙げ方式」が導入されるなど、これまでの国が主導する形態から地方が選ぶ形態へと大きく転換しました。

本市においても、地域の多様な行政ニーズに対応し、個性を生かした自立したまちづくりを行うため、必要な権限の移譲と財源の確保に向けた取組が求められています。

(11) 新型コロナウイルス感染症の発生・流行

新型コロナウイルス感染症の発生・流行は、経済社会への影響にとどまらず、人々の生活のあり様にまで変化を与えようとしています。

本市においても、国や県の動向を注視するとともに、中核市として保健医療分野における取組はもとより、福祉、教育、産業、行財政運営等の様々な分野において、感染状況等に対応した柔軟な取組が求められています。